

福島県教育委員会令和6年3月定例会会議抄録

<p>1 開催日時</p> <p>2 開催場所</p> <p>3 出席者</p>	<p>令和6年3月22日（金）午後1時30分から</p> <p>教育委員室（県庁西庁舎5階）</p> <p>大沼博文教育長、1番 大村雅恵委員、2番 成澤勝蔵委員、3番 正木好男委員（オンライン出席）、4番 吉津健三委員、5番 高橋理里子委員</p>
<p>4 議事内容及び経過</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 会議録署名委員の指名</p> <p>(3) 会期の決定</p> <p>(4) 記録係の指名</p> <p>(5) 理事兼政策監提出理由説明</p>	<p>午後1時30分、教育長から3月定例会の開会が告げられた。</p> <p>教育長から、吉津委員と高橋委員が会議録署名委員として指名された。</p> <p>教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> <p>教育長から、室井主査が記録係に指名された。</p> <p>教育長から理事兼政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>理事兼政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、令和6年度学びの変革推進プランを策定するもの。</p> <p>議案第2号については、福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第3号については、福島県教育庁組織規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第4号については、福島県指定重要文化財を指定するもの。</p> <p>議案第5号から議案第7号及び議案第14号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p> <p>(7) 議案審議 議案第1号</p>	<p>議案第8号については、教職員の懲戒処分に関する基準を改正するもの。</p> <p>議案第9号については、懲戒処分の公表基準を改正するもの。</p> <p>議案第10号については、教育庁の課室長以上、教育事務所長及び教育機関の長の人事について諮るもの。</p> <p>議案第11号については、市町村公立学校長の人事について諮るもの。</p> <p>議案第12号については、県立学校長の人事について諮るもの。</p> <p>議案第13号については、福島県いじめ問題対策委員会臨時委員の任命について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>報告第1号については、教育庁及び教育機関の職員の人事について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、市町村公立学校教職員の人事について報告するもの。</p> <p>報告第3号については、県立学校教職員の人事について報告するもの。</p> <p>報告第4号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第5号から議案第14号、報告第1号から報告第4号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>令和6年度学びの変革推進プランについて（議案第1号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>正木委員：若者の地域への定着に向け、いわき市では8年前からいわきアカデミア推進協議会を</p>
---	--

立ち上げ、教育界と行政、産業界が連携しながら様々なプロジェクトを実施している。

今後、他地域でも事業を展開していく際には参考にさせていただきたい。

教育総務課長：若者の地域への定着推進については、「学びの変革」実現のためのストラテジーにおいても柱立てしており、地域学校協働本部の活用を始め、地域と学校が連携し、地域ならではの学びを進めることで、定着につなげていきたいと考えている。委員から紹介のあった、いわき市での先進的な取組も参考にしながら取り組んでまいりたい。

高橋委員：教員を目指していた学生の中には、様々な理由で教職を諦めてしまった者もいると思う。教員の人材育成・確保に向け、学生が教職を断念した理由を把握しておくことが必要だと思うが、教員志望の学生を対象としたアンケート調査などは実施しているのか。

教育総務課長：教員を目指す学生の意識について、県教委として網羅的に調査を行ったものはないが、福島大学では自校の学生を対象に調査を実施しており、連携協定に基づき資料の提供等を受けている。回答には教員の多忙化を理由に断念したといったものもあることから、課題の解決を図り、優秀な人材を確保できるよう取り組んでまいりたい。

成澤委員：不登校の児童生徒が増加する中で、学校からスペシャルサポートルームの設置を求める声を聞く。引き続き、設置数を増やせるよう取り組んでいただきたい。また、教員の多忙化が改善されない中で、教員がストレスを抱えたまま指導を行えば、様々なトラブルにつながる。教員が指導に集中できるよう多忙化の解消に取り組んでいただきたい。

議 案 第 2 号

福島県教育委員会文書等管理規則について（議案第2号）、教育総務課長から説明があった

<p>議案第3号</p>	<p>後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第4号</p>	<p>福島県教育庁組織規則について（議案第3号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>福島県指定重要文化財の指定について（議案第4号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(9) 議案審議 議案第5号</p>	<p>教育長が、臨時会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>議案第6号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第15号</p>	<p>福島県市町村公立学校事務職員の懲戒処分について（議案第6号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長から議案第15号の追加提出について提案がなされ、全員に異議なく認められた。</p>
<p>議案第7号</p>	<p>退職手当の支給制限について（議案第15号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第7号）、高校教育課長から事故の内容に関する</p>

<p>議案第14号</p>	<p>る説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第14号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>午後2時50分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後2時53分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>議案第8号</p>	<p>教職員の懲戒処分に関する基準を改正について（議案第8号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第9号</p>	<p>懲戒処分の公表基準の改正について（議案第9号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第10号 議案第11号 議案第12号</p>	<p>令和6年度教育庁職員（課室長以上・教育事務所長）及び教育機関の長の人事について（議案第10号）、令和6年度市町村公立学校長の人事について（議案第11号）及び令和6年度県立学校長の人事について（議案第12号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第13号</p>	<p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第13号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(10) 報告審議 報告第1号</p>	<p>令和6年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（報告第1号）、令和6年度市町村公立</p>

<p>報 告 第 2 号 報 告 第 3 号</p>	<p>学校教職員の人事について（報告第2号）及び令和6年度県立学校教職員の人事について（報告第3号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p>
<p>報 告 第 4 号 (11) 次 回 の 日 程</p>	<p>訓告処分等について（報告第4号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。 次回の定例会について、教育総務課長から令和6年4月19日（金）の午後とし、開始時間については今後調整する案が提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(12) 閉 会</p>	<p>午後3時33分、教育長から閉会が告げられた。</p>